

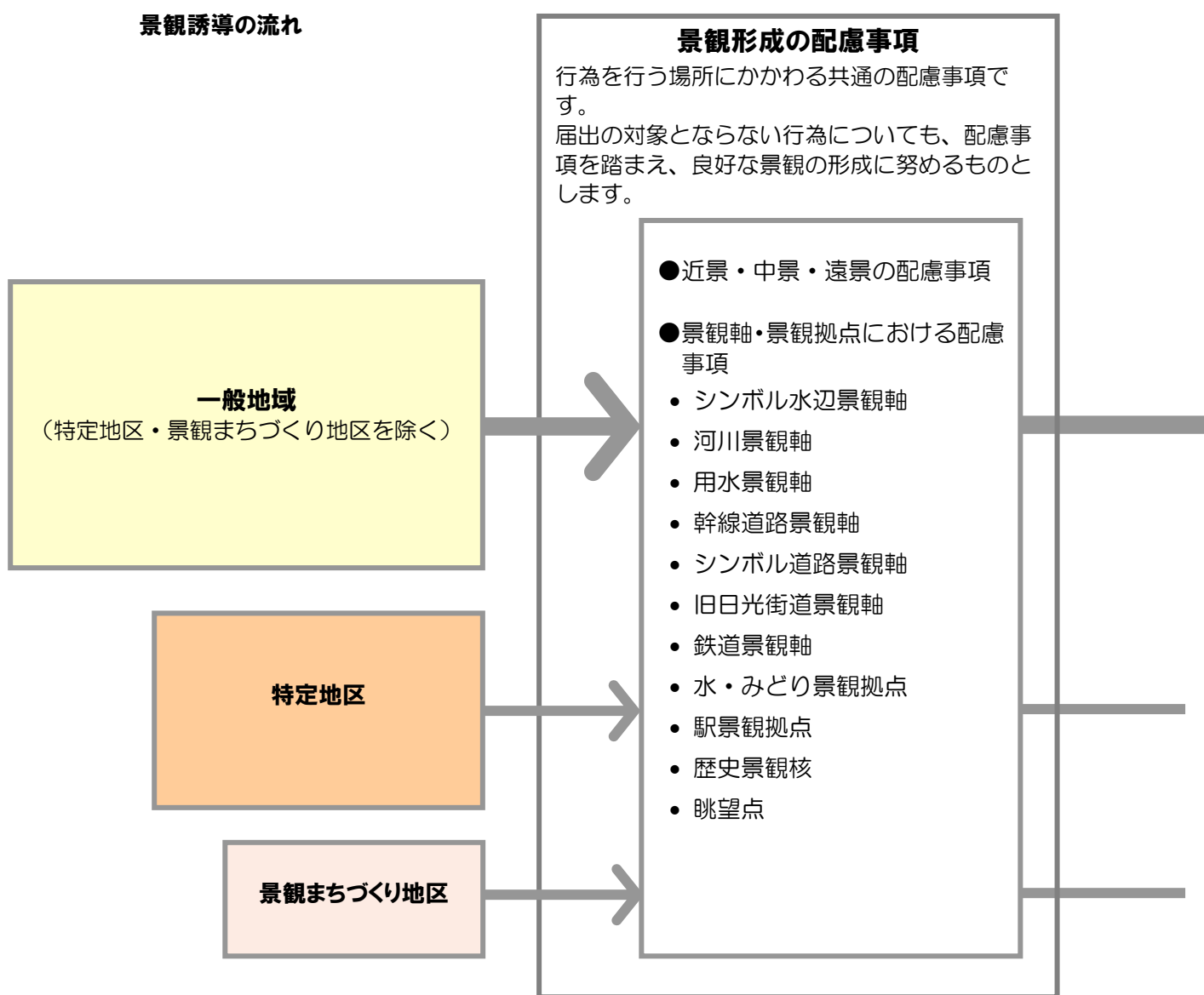
第4章 良好な景観の形成のための基準

1 景観誘導の考え方

(1) 景観誘導の考え方

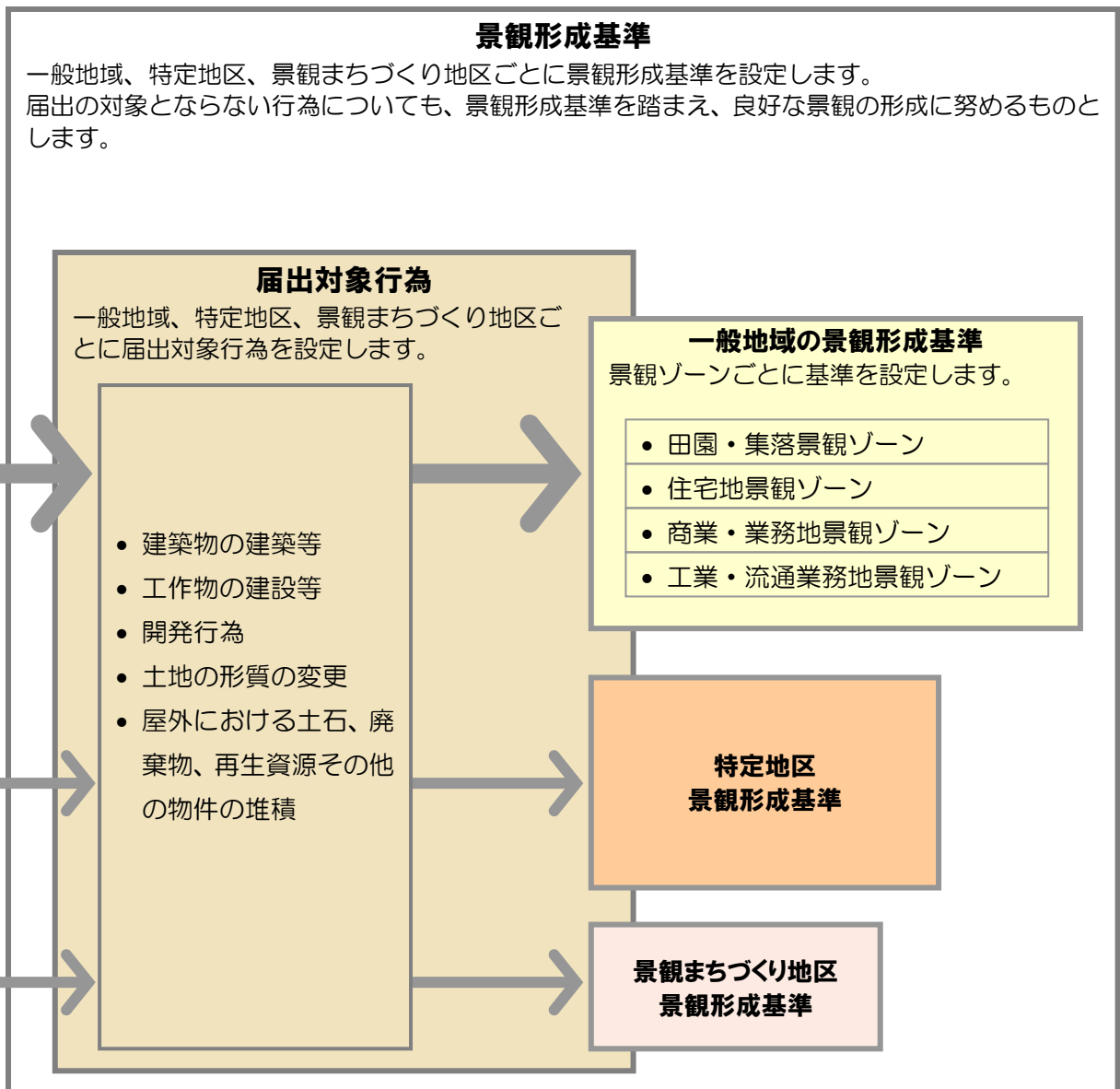
景観計画区域である市全域で良好な景観の形成を図るために、景観形成の配慮事項と景観形成基準を設定します。

景観形成に影響を与える一定規模の行為については届出を行うこととし、景観の特性を踏まえて緩やかな景観の誘導を運用していくものとします。なお、届出対象とならない建築行為等についても、景観形成の配慮事項、景観形成基準を踏まえ、良好な景観の形成に努めるものとします。



景観計画区域のうち、地域の特性を活かした良好な景観の形成を先導する地区として位置づける地区を「特定地区」として、また地域住民等の発意による自主的な景観まちづくりを進める地区として提案を踏まえて指定する地区を「景観まちづくり地区」としてそれぞれ位置づけ、これらの地区を除く市全域を一般地域とします。

景観形成の配慮事項は、市全域の共通の指針としますが、景観形成基準は、一般地域、特定地区、景観まちづくり地区それぞれに設定し、運用するものとします。



(2)事前協議・届出の流れ

一般地域、特定地区、景観まちづくり地区における届出の対象となる行為については、景観法に基づく届出の前に、越谷市景観条例に基づき、事前協議が必要となります。

また、届出が必要でない行為については、景観形成の配慮事項や景観形成基準に基づく自己チェック等を行い、良好な景観の形成に努めるものとします。

●事前相談	届出が必要な行為は、事前相談を受け付けます。市は、景観形成基準などの必要な情報を提供します。
●事前協議	建築物の建築等や工作物の建設等の届出が必要な行為について、越谷市景観条例に基づき、事前協議を行います。事前協議は、景観形成の配慮事項や景観形成基準に基づき協議を行います。 市は必要に応じて、景観アドバイザーの意見を聴きます。 事前協議を行わない場合、事前協議と届出内容が異なるなどの場合は、市は勧告、命令の手続きを経た後、氏名等の公表をすることができます。
●行為の届出	景観法に基づき、行為着手の30日前までに市長への届出が必要となります。
●適合審査	景観形成基準に基づき、行為に対する適合審査を行います。届出の内容が景観形成基準に適合しない場合は、市は勧告を行うことができます。また、建築物や工作物の形態意匠が景観形成基準と適合しない場合は、市は変更命令や氏名等の公表を行うことができます。市は必要に応じて、景観評価委員会の意見を聴きます。
●完了報告	届出を行った行為が完了したときは、市長への完了報告が必要となります。

届出のフロー

